

平成22年 職員の給与等に関する報告及び勧告について（概要）

平成22年10月7日 熊本市人事委員会

本年の勧告及び報告のポイント

職種別民間給与実態調査の結果、職員給与が民間の給与水準を上回っていることから、月例給、特別給（期末・勤勉手当）とも、引き下げるのが適当	
・月例給の引下げ	0.13%（485円）
・特別給の引下げ	0.20月分（4.15月分 3.95月分）

1 人事委員会の給与勧告制度の趣旨

人事委員会の給与勧告制度は、地方公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられている制度であり、民間準拠によって職員の給与を決定する仕組みは、市民の理解を得られる給与水準を保障するとともに、労使関係の安定、公務の公正かつ能率的な運営に重要な意義

2 民間との給与比較

（1）職種別民間給与実態調査の概要

市内の102事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の238事業所から無作為抽出）を対象に、本年4月の従業員の給与等について調査を実施

（2）公民の給与比較

給与の較差（一般行政職職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民間（A）	職員（B）	較差（A）-（B）
373,373円	373,858円	485円（0.13%）

昨年の較差 641円（0.17%）

期末・勤勉手当の支給割合の較差

民間（A）	職員（B）	較差（A）-（B）
3.96月分	4.15月分	0.19月分（4.5%）

昨年の較差 0.37月分（8.2%）

3 給与の改定等について

（1）給料表の引下げ

公民較差及び国の俸給表の改定状況等を考慮した引下げが必要

なお、国が勧告した55歳を超える職員の特例措置については、様々な角度から検討が必要

（2）特別給（期末・勤勉手当）の引下げ

職員の年間支給月数（4.15月分）が民間の年間支給月数（3.96月分）を上回っていることから、年間支給月数を0.2月分引き下げる必要がある

（3）実施時期等

条例公布日の属する月の翌月の初日から実施。

なお、本年4月から改定実施日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整措置が必要

4 その他報告事項

(1) 政令市移行を見据えた人事給与制度の確立

政令市に移行した場合、業務量及び職務権限が拡大することから、優秀な人材の確保及び育成が必要。また、給与制度について、市民の納得と理解が得られるよう合理的制度の確立を図ることが必要

(2) 人事管理について

ア 職員の任用

有能な人材を選抜するため、採用試験のあり方について調査研究が必要。職員の登用については、課長級昇任試験等を実施しているが、透明性・公平性・納得性の高い制度の確立が必要。女性職員の登用については、一定の成果が見受けられるが、更なる取組みが必要。

また、人事評価については、人材育成と職員の能力・意欲の向上に活用できるよう十分な検討が必要

イ 時間外勤務の縮減

効率的な行政運営という面だけでなく、職員の健康に及ぼす影響を考慮し、所属長は業務を適切に管理し、組織として時間外勤務の縮減に取り組むことを要望

ウ 両立支援の推進

育児短時間勤務制度等が利用しやすい職場環境を整え、職員の仕事と家庭生活のバランスが図れるよう両立支援を推進することが必要

エ メンタルヘルス（心の健康）対策

心の病に悩む職員は少なくないため、再発防止に向けた取組みや円滑な職場復帰への支援等につき、今後も計画的・継続的に取り組むことが必要

(3) おわりに

市議会および市長に対して、勧告への適正な対応を要請

なお、近年不祥事が発生している状況から、全体の奉仕者としての使命感を持ち、職務に精励し、不祥事が発生しない組織体制の確立を強く要望

【 参考 】

勧告による年間給与の影響額（推計）

勧告前	勧告後	影響額
608.4万円	599.7万円	8.7万円（ 1.4%）

一般行政職職員（平均年齢 42.9 歳、配偶者・子 2 人）

勧告が実施された場合の人件費への年間影響額（推計）

約 5 億 5,200 万円

企業職員、業務職員を含む全職員（6,352 人）分

人事院勧告の概要

・月例給の引下げ 0.19%（ 757 円）

40 歳代以上の俸給の引下げ

55 歳を超える職員につき、俸給及び俸給の特別調整額の引下げ

・特別給の引下げ 0.20 月分（4.15 月分 3.95 月分）